

ハノイ日本人学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、ハノイ日本人学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと PTA 活動の円滑な運営を図り、会員個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報データベース（PTA 委員名簿・会員名簿及びその他）、個人情報（行事などの記録や写真及びその他）の取扱いについて定める。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動における個人情報の保護に努めねばならない。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、代表委員が指名した委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなければならない。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (2) 会費集金・返金等の会計管理、記念品配布作業、その他の文書の送付、代表委員・委員の選出。
- (3) PTA 便り、広報誌の発行業務、学校ホームページ PTA ページへの掲載。

(利用目的による制限)

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし適正に管理しなければならない。不要とな

った個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で管理しなければならない。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、送付情報内容の限定やファイルにパスワードをかけるなど利用者を適切に管理し、使用後もその個人情報を適切に管理しなければならない。

(情報開示等)

第11条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第12条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第13条 本会は、代表委員・委員に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第14条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第15条 本会の「ハノイ日本人学校 PTA 個人情報取扱規則」は、代表委員会において改正する。

附則

本規則は、令和2年4月1日より施行する。

令和3年4月13日 一部改正

令和4年3月8日一部改正

令和6年2月6日一部改正